　受注者 各位

福岡県県土整備部

工事請負契約書第２６条第５項（単品スライド条項）の運用改定について

　　国土交通省において、建設資材価格の高騰を踏まえ、同省直轄工事の請負代金の見直しを

円滑に行うことができるように、単品スライドの運用ルールが定められ、平成20年６月か

ら適用されており、福岡県においても、同省の取扱いに準じて平成20年７月から同様の運

用ルールを定めて適用してきております。

　　この度、現在の社会状況を踏まえ、急激な価格高騰等に対応した形で同省の運用改定が行

われたため、**福岡県も同様の改定（令和４年８月10日）**を行いました。

【改定の概要】

　　＜これまでの運用＞

　　　工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（請負者が提出）と「購入し

た月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更。

　　＜改定後の運用＞

　　　（１）購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が

　　　　　高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。

　　　（２）鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合

　　　　　は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負

　　　　　代金額を変更することを可とする。

　　　（３）年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末

　　　　　に単品スライド条項を適用することも可とする。

【経過措置】

　国土交通省での運用改定が令和４年６月１７日に実施されたことを踏まえ、本県で予定している運用改定通知につきましては、下記の経過措置を盛り込むこととしております。

　『単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が２月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。**但し、令和４年６月１７日時点において残工期が２月以上ある工事（８月１０日時点において残工事が２月未満の工事に限る）については、上記に関わらず当該請求を行うことができるものとする。**』

【その他】

　〇運用の詳細につきましては国土交通省で作成されました『工事請負契約書第２６条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）』をご参照ください。

　　　掲載アドレス：<https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html>

　〇今回改定する運用は、県の運用改定日（令和４年８月１０日）以降に請求が行われたものから適用します。